

## 第95回奈良県古都風致審議会 議事概要

- 1 日 時 令和2年2月19日(水) 14:50～16:00
- 2 場 所 国営飛鳥歴史公園館 会議室
- 3 開 会  
委員総数10名中8名出席、奈良県古都風致審議会規則第5条第2項の規定により審議会は有効に成立
- 4 審議会の公開・非公開について  
公開
- 5 議 事
  - (1) 議題1「会長の選任等について」

会長には、田辺征夫委員を選任  
会長職務代理者は榊原和彦委員を指名  
小委員会委員として、田辺会長、榊原会長職務代理者のほか、増田昇委員、中村妙子委員、脇田宗孝委員、増井正哉委員を指名
  - (2) 議題2「明日香村コミュニティゾーンにおける公共公益施設整備と歴史的風土の調和の在り方について」(諮問)
    - ① 案件の概要  
明日香村コミュニティゾーン内において、公共公益施設を整備するにあたり、建築物の新築における高さ制限等の規制の在り方について、明日香村の歴史的風土との調和を図るために審議するもの。
    - ② 審議の結果  
「今後は、規制の在り方について小委員会において詳細に検討を行うこととする。」  
なお、審議の過程で次のような意見があった。
      - ・村役場新庁舎建設予定地内にある遺跡・文化財の発掘調査結果と今後の予定を説明されたい。
      - ・現庁舎敷地で建て替えられない理由及び新庁舎計画の建築物と敷地の大きさが必要な理由を詳細に説明されたい。
      - ・村役場新庁舎建設予定地内の駐車場、緑地、植生・樹種等について、敷地全体として明日香らしい空間形成を図られたい。
      - ・現計画は、今の地形を活かし植栽を行うなど基本的な点で評価できる。
      - ・村役場新庁舎について、屋根の形状などデザインのコンセプトを示されたい。  
また、景観シミュレーションの検討も必要である。
      - ・明日香村コミュニティゾーンについて、重要な周辺の集落との関係などを踏まえ、地区計画(都市計画法第12条の5に規定する)による規制誘導の方向も併せて検討することが必要である。